

(平成23年10月5日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認青森地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年3月  
② 昭和48年4月から同年9月まで

当初20歳からの国民年金保険料は納付していなかったが、過去に遡って納付することができるというので、昭和50年12月に未納であった46年3月から49年3月までの分を夫が一括で納付した。

当時の金額で十数万円を支払った記憶があるので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和50年12月11日から51年2月16日までの間に夫婦連番で払い出され、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳（特殊台帳）から、いずれも20歳の誕生日に遡って国民年金被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人は、「国民年金保険料の未納分を、夫がまとめて夫婦一緒に納付したはずである。」と主張しているところ、申立人及びその夫の保険料の納付記録を見ると、申立人の特殊台帳には、「18条、昭和46年4月から48年3月まで、2万1,600円、(50.12.26)」と記載され、夫の特殊台帳には、「18条、昭和40年7月から45年6月まで、5万4,000円、(50.12.26)」と記載されていることから、申立人及びその夫は、第二回特例納付により50年12月26日に保険料を一括納付していることが確認できる。

申立期間①については、特例保険料の納付対象期間である上、1か月と短期間であるとともに、前記により、申立人及びその夫の国民年金の加入時期は同じであるところ、申立人の夫は20歳取得年月の昭和40年\*月から特例保険料の納付記録が確認できるものの、申立人は20歳取得年月の翌月の46年\*月から特例保険料の納付が記録されており、本来、特例納付の保険料は先に経過した月から順次行うものとされている取扱いとは異なる記録となっていることを踏まえると、申立人の当該期間の特例保険料を納付したとする夫が、当該保険料を納付できなかったとする特段の事情は見当たらず、保険料納付を行った可能性を否定できない。

一方、申立期間②については、前記により、申立人及びその夫は昭和50年12月26日に特例保険料の納付及び申立人の申立期間②直後の48年10月から50年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できるところ、当該納付時点においては、申立期間②の保険料は制度上、時効及び第二回特例納付の保険料納付可能期間（36年4月から48年3月までの分）外であったことから、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとする夫も、申立期間②の期間については未納と記録されている上、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年4月から48年3月まで

結婚後に、A市役所から私の国民年金保険料の未納を指摘され、私の夫が、昭和48年4月頃に同市役所B出張所で私の国民年金の加入手続をした記憶がある。また、私の国民年金保険料の納付については、夫から、「同時期に、父がC納税貯蓄組合を通して申立期間の保険料6,000円程度を一括納付した記憶がある。」と聞いている。

夫の父が家族の国民年金保険料を全て納付しており、夫の保険料が全て納付済みであるにもかかわらず、私の申立期間の保険料のみが未納であるはずが無いので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間について国民年金保険料を全て納付している。

また、国民年金制度発足当初から、平成8年に申立人の夫が家族の国民年金保険料を納付するようになるまでの間、家族の保険料を全て納付してきたとする夫の亡き父親は、満60歳到達時まで保険料を全て納付している上、それまでの間の家族の保険料を全て納付しており、その父親の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和48年3月27日から同年4月25日までの間に払い出されていることが確認でき、当該払出時点では、申立期間の国民年金保険料は現年度納付が可能であるところ、申立期間当時、申立人以外の家族

(夫及び夫の両親)の保険料は、全て現年度納付していることが確認できる上、夫の父親が納税貯蓄組合に一括納付したとする保険料額は、当時、一括納付するために必要な保険料額とほぼ一致しており、保険料の納付意識の高かった夫の父親が、家族でD業務及びE業務を営んでいた申立人の申立期間の保険料のみを納付できなかったとする特段の事情も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したとするC納税貯蓄組合について、A市は、「当該納税貯蓄組合では、申立期間当時に国民年金保険料の集金が行われていた。」と回答している上、当該納税貯蓄組合の元役員二人は、「平成17年に解散し関係書類は無いが、納税貯蓄組合では、その当時から国民年金保険料を集金していた。当時は地区のほとんどの世帯が納税貯蓄組合に加入しており、申立人の世帯も納税貯蓄組合で保険料を納付していたと思う。」と証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から同年 12 月まで

申立期間について年金事務所から、国民年金保険料の納付の事実が確認できないとの回答があった。

申立期間については、昭和 62 年 12 月頃、私が夫婦二人分の過年度の国民年金保険料を納付書で A 銀行 B 支店に納付した記憶があるので未納であることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付している上、申立人の夫及び同居している夫の両親も保険料を完納していることから、申立人及びその家族の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、オンライン記録により、国民年金保険料の納付日が確認できる昭和 59 年 4 月から平成 23 年 3 月までの保険料納付記録を見ると、申立人の 61 年 4 月から同年 6 月までの納付記録が 62 年 1 月から同年 3 月までに記録訂正（訂正年月日は不明）されるまでは、夫婦の保険料納付日は全て同日であることが確認できることから、申立人の主張に不自然さは見られない。

さらに、申立人に係る C 町の国民年金被保険者名簿の備考欄には、「61. 4～6 ㊦は 62. 1～3 までの分となる。社保確認済」と記載されているものの、当該処理年月日は記載されていないところ、申立人のオンライン記録を確認すると、昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料の収納年月日欄には、「昭和 62. 4. 0」（日にちは不明）と記載されている

一方、申立人の夫の同町の国民年金被保険者名簿を確認すると、61年4月から62年3月までの保険料は定額納付済期間とされ、オンライン記録では、61年4月から同年6月までの納付日は62年4月30日と記載されており、行政側の記録管理に何らかの不手際がうかがわれる上、申立人の夫の同年7月から62年3月までの保険料の納付日は同年12月15日と記載されており、過年度納付されていることが確認できる。

加えて、申立期間は9か月と短期間であるとともに、前記の納付状況を踏まえると、申立人及びその夫の国民年金保険料を一緒に納付したとする申立人が申立期間の保険料のみを納付できなかったとする特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月 1 日から 45 年 3 月 1 日まで

A 県への就職活動のため、B 社を退職したが、同社からもう一度勤めてほしいとの依頼があり、同社に再度勤務し、その後、A 県での就職が決まり、同社を退職した。年金の加入記録を調べたが、申立期間に係る同社での厚生年金保険の加入記録が無かったため、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A 県への就職活動のため、B 社を退職したが、同社からもう一度勤めてほしいとの依頼があり、同社に再度勤務し、その後、A 県での就職が決まり、同社を退職した。」と申し立てているものの、当該事業所は昭和 54 年 8 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、元事業主は病气療養中のため、当時の申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて聴取することができず、元事業主の家族は、「当時の関係資料は無く、事業を継承した事業所も無い。」と供述しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて関連資料及び具体的な証言を得ることはできなかった。

また、申立人が名前を挙げた当該事業所に出入りしていた者は、申立人が勤務していたことは記憶しているものの、厚生年金保険料の控除については不明である旨供述している上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票により連絡の取れた二人のうち一人は、「申立人が一度退職し、再度勤務した覚えがある。経理は社長がしていたと思うが、厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と供述しており、もう一人は、「申立期間当時、女性の従業員は私しかおらず、従業員数は、私を含めて 6 人だった覚えがある。給与や社会保険等の経理は社長がしていたと思うが、厚生

年金保険の取扱いについては分からない。」と供述しているところ、同原票により、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得している者は6人であることが確認でき、当該供述と一致している。

さらに、申立期間に係る当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、健康保険証整理記号番号に欠番は無いほか、申立期間において当該事業所に係る雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年11月1日から39年3月15日まで  
② 昭和39年3月17日から44年1月20日まで

私は、結婚の予定があったため、A社を退職した。日本年金機構の記録によると、申立期間について脱退手当金が支給されたこととなっているが、自分では受給した記憶が無いので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和44年3月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、当該事業所において、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者となっている6人のうち、申立人が資格喪失した昭和44年1月20日の前後約2年以内に資格を喪失し脱退手当金の支給記録がある元同僚は二人おり、その全てが資格喪失後の約2か月以内に支給決定されていることが確認できる上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は当該事業所を昭和44年1月20日に資格喪失後、55年5月1日以降に国民年金手帳記号番号が払い出されるまでの11年余において、国民年金及び厚生年金保険への加入歴が無いことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。